

東日本大震災の被害者に係る確認検査申請手数料の免除の継続について

ふるさと復興等まちづくり支援事業（被災者住民支援型事業）

1 対象区域

岩手県全域

2 免除する手数料

- (1) 「東日本大震災」において住宅の被害を受け、住まいを再建する場合で「全壊又は半壊」の被災（り災）証明書があるもの。
- (2) 免除を受けようする場合は、確認申請書又は完了検査申請書を提出する際に、併せて「確認申請手数料免除申請書」又は「完了検査申請手数料免除申請書」の提出を行うものとする。

3 免除の実施期間

平成24年7月1日から **2020年3月31日**まで

4 免除する住宅の手数料の額

1件につき、次の表に掲げる額とする。

床面積の合計	免除する確認申請手数料の額	免除する完了検査手数料の額
30㎡以内のもの	8,000円	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	14,000円	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	21,000円	24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	27,000円	33,000円
500㎡を超えるもの	免除対象外	免除対象外
法第56条第7項の天空率適用のもの	5,000円	—
法第6条の4の特例なしのもの	5,000円	—

※確認申請には計画変更を含む

5 書式

- ・確認申請手数料免除申請書
- ・完了検査申請手数料免除申請書

平成31年4月1日